

1964年12月23日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時40分~午後1時6分)

2. 応招議員は次の通りである.

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 泰太郎	2番	比石 彌川 定 亮	3番	天 久 盛 澤
4"	安次 富 盛 信	5"	石 川 真 英	6"	仲 村 里 川 城 島
7"	希 嶺 正 康	8"	石 田 英 正	9"	安 大 官 武
10"	又 吉 正 勲	11"	石 川 喜 幸	12"	
13"	伊 佐 真 得	14"	仲 村 里 川 城 島	15"	
17"	伊 佐 貞 寿	18"	中 里 幸 助	19"	
20"	仲 村 盛 光	21"	古 渡 清 次 郎		

3. 不応招議員は次の通りである.

16番 宮 里 敏 行

4. 出席議員は応招議員と同じである.

5. 欠席議員は不応招議員と同じである.

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席した者は次の通りである.

市 長	仲 村 春 助	役 員 眞 徳
秘書課長 松川 正義	財政課長 長 里 将 俊	経済課長 沢し 一
民生課長 当山 全喜	施設課長 眞 鏡 昌 景	住民課長 仲村 馨 信
消防課長 大城 仁幸	水道課長 眞 鏡 昌 景	

7. 事務局職員の出席者

局長 宮 敏 光 雄 書記 照 原 謙 島 鏡 眞 由 知 念 馨 光

8. 議事日程は次の通りである.

- 目録第1, 議情第10号 行政区再編について
- 目録第2, 一般質問について

1964年12月23日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時40分~午後1時6分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	氏名	氏名	氏名		
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天仲 久村	名雄
4"	安次 富盛	5"	石川 真六	6"	天仲 安	盛香
7"	希 嶺正	8"	石田 英	9"	安 里	安 明
10"	又 吉正	11"	石川 正繁	12"	安 大	安 行
13"	伊 佐真	14"	仲 村喜	15"	安 宮	盛 行
17"	伊 佐貞	18"	中 里幸	19"	武 島	盛 行
20"	仲 村盛	21"	古 渡清			名 雄

3. 不応招議員は次の通りである。

16 希 宮 里 敏 行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席した者は次の通りである。

市長	仲村 春勝	助 役	呉 屋 真 徳		
総務課長	松川 正義	財政課長	奥里 将俊	経済課長	沢し 安一
民生課長	当山 全喜	建設課長	島袋 昌兼	住民課長	仲村 春信
消防団長	大城 仁幸	水道課長	國吉 真義		

7. 事務局職員の出席者

局長 宮 城 光 雄 書記 照 屋 毅 島 袋 真 由 知 念 善 光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 陳情第10号 行政区再編について
日程第2, 一般質問について

議 長～出席議員18名であります。南町村自治法第53条の規定により議会は成立致しましたので、只今より本日の会議を開きます。(午前10時40分)

議 長～暫く休憩致します。(午前10時41分)

議 長～再開致します。(午前10時45分)

議 長～日程第1、陳情第10号、行政区再編についてを議題と致します。尚本陳情は、昨日討論の段階において、継続審議になっておりましたので、議決に付します。

議 長～本陳情を採択することに賛成の方挙手を願います。賛成少数でありますので本陳情は不採択することに決定致します。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時47分)

議 長～再開致します。(午前10時48分)

議 長～日程第2、一般質問に入ります。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時49分)

議 長～再開致します。(午前10時50分)

議 長～19番武島行男議員より質問願います。

19番～市長にお伺い致します。村時代からの話題にのぼっております、合併問題についてお伺い致します。日にちは(明)らかでございませぬけれども)合併問題について、一応話合がもたれ、その場合に名称はどうとは決つておらなかつたと思ひます。けれども、一応そう云つた合併問題について、研究する所の1つの組織を作つたらどうかと云うふうな話合いがなされたところ思つておりますが、その組織自体が充足したかどうか、若し充足したならばその構成メンバーは如何様なメンバーになつておるのかどうか、そして現況はどの程度進展をしているのかが、そこをお伺い致します。

市 長～この質問は、1番議員の2番の間と大体似た様な問いかと思つていますが、10月2日に議会の方々も当局の課長も集まつて、これから合併の問題についてどう云うふうに進めたら良いかと云うことをお話し合ひもしました。いわゆる合併を促進するか、それともだまつておくか、それとも合併するのは困ると云うふうなことになつて行くのか、まだ、その決定的な方向が決らないので、これは先ずその合併についての研究調査会と云うものを作つて、そして最初にその可否を検討するのが、最初の仕事じゃないかと、そうするには、どうしてもそれに關係する所の資料を集めて検討する必要があると云うので、先の様な

議 長～出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しましたので、只今より本日の会議を開きます。(午前10時40分)

議 長～暫く休憩致します。(午前10時41分)

議 長～再開致します。(午前10時45分)

議 長～日程第1.陳情第10号,行政区再編についてを議題と致します。尚本陳情は,昨日討論の段階において,継続審議になっておりましたので,表決に付します。

議 長～本陳情を採択することに賛成の方承手を願います。賛成少数でありますので本陳情は不採択することに決定致します。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時47分)

議 長～再開致します。(午前10時48分)

議 長～日程第2,一般質問に入ります。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時49分)

議 長～再開致します。(午前10時50分)

議 長～19番武島行男議員より質問願います。

19番～市長にお伺い致します。村時代からの話題にのぼっております。合併問題についてお伺い致します。日にちは(審らかてございませぬけれども)合併問題について,一応話合がもたれ,その場合に名称はどうかとは決っておらなかつたと思います。けれども,一応そう云つた合併問題について,研究する所の1つの組織を作つたらどうかと云うふうな話合いがなされたところ思っておりますが,その組織自体が発足したかどうか,若し発足したならばその構成メンバーは如何様なメンバーになつておるのかどうか,そして現況はどの程度進展をしているかどうか,そこをお伺い致します。

市 長～この質問は,1番議員の2番の間と大体似た様な問いかと思つていますが,10月2日に議会の方々も当局の課長も集まつて,これから合併の問題についてどう云うふうに進めたら良いかと云うことをお話し合いもしました。いわゆる合併を促進するか,それともだまつておくか,それとも合併するのは困ると云うふうなことになつて行くのか,まだ,その決定的な方向が決らないので,これは先ずその合併についての研究調査会と云うものを作つて,そして最初はその可否を検討するのが,最初の仕事じゃないかと,そうするには,どうしてもそれに關係する所の資料を集めて検討する必要があると云うので,先の様な

名前で一応委員会を作ると、その構成については、議会から10名
当局では各課長以上と云うふうな内容で、その委員会を作つて、その
資料を集めて検討する様にしよう云うことに話し合いになつており
まして、その後の委員会で、まだどう云う資料が欲しいと云う所を、
また話し合つておりませんので、これから先は、どんな資料を調査し
て、そしてこれを検討しよう云うふうに、後の進め方に持つていき
たいところ思つておりますが、色々11月、12月と取りこみまして
まだ次の委員会は聞いてありません。

19番～いわゆる多忙で結局本問題について取り上げる機会がなかつたと解し
てよろしうございますか。

市長～はい

19番～今後合併問題について推進して行かれないと云う御気持ちでございま
すか。

市長～合併を推進すると云うことは、これは研究。

19番～と云うことはですね、これは組織委員会で可決されておりますので、
あくまでもそれは、可否の問題は別としましてですね、一応こう云つ
た問題は研究を要するんだと云つた様な所までは、行つておつたとこ
ろ思つておりますが、ですからして、その研究会を充足させてですね、
(調査)研究会を充足させて、又第2圖をその調査研究すると、した
いと云うことは、年を明ければ、やられる時期がございませうか。

市長～はい

19番～合併問題については以上で打ち切ります。
関連質問は出来ないと云つておりましたね、2問に移ります。

議長～暫く休憩致します。(午前10時55分)

議長～再開致します。(午前10時57分)

議長～18番の出席を報告致します。

1番～私の問題と関連しておりますので、御要議事項だけ申し上げたいと思
います。合併問題の促進につきましては、都市計画上も色々な支障を
きたすと思っておりますので、今後出来る限り本問題を研究して載しまし
て、出来るだけ早く合併の(力手)を究明して載きます様に御要議申
上げまして私の関連質問を結りたいと思ひます。

1番～2番目に移ります。次年度の事業計画として政府予算かく得の見通し

名前で一応委員会を作ると、その構成については、議会から10名
当局では各課長以上と云うふうな内容で、その委員会を作つて、その
資料を集めて検討する様にしようとするに話し合いになつており
まして、その後の委員会で、まだどう云う資料が欲しいと云う所を、
まだ話し合つておりませんので、これから先は、どんな資料を調査し
て、そしてこれを検討しようとするに、後の進め方に持つていき
たいところ思つておりますが、色々11月、12月と取りこみまして
まだ次の委員会は聞いてありません。

19番～いわゆる多忙で結局本問題について取り上げる機会がなかつたと解し
てよろしゅうございますか。

市長～はい

19番～今後合併問題について推進して行かれないと云う御気持ちでございますか。

市長～合併を推進すると云うことは、これは研究。

19番～と云うことはですね、これは組織委員会で可決されておりますので、あ
あくまでもそれは、可否の問題は別としましてですね、一応こう云つ
た問題は研究を要するんだと云つた様な所までは、行つておつたところ
思つておりますがですからして、その研究会を充足させてですね、
(調査)研究会を充足させて、又第2圖をその調査研究すると、した
いと云うことは、年を明ければ、やられる時期がございませうか。

市長～はい

19番～合併問題については以上で打ち切ります。
関連質問は出来ないと云つておりましたね、2問に移ります。

議長～暫く休憩致します。(午前10時55分)

議長～再開致します。(午前10時57分)

議長～18番の出席を報告致します。

1番～私の問題と関連しておりますので、御要望事項だけ申し上げたいと思
います。合併問題の促進につきましては、都市計画上も色々な支障を
きたすと思つておりますので、今後出来る限り本問題を研究して載きまし
て、出来るだけ早く合併の(カギ)を究明して載きませう様に御要望申
し上げて私に関連質問を終りたいと思つております。

1番～2番目に移ります。次年度の事業計画として政府予算かく得の見通し

について、一類どの様な事業計画を御計画なされておりますか、

市長～市として政府の補助事業として、今度の予算にお願いしたいのは、
 いわゆる建設関係の部計、それから一般土木、それから開拓関係
 の道路排水と云うのが、只今計画しておるもの大きなもので、
 その事業の部計の場合には今年度政府に折衝してお願いしたいと
 備をしておりますのが、大嶺名地区で、525,000\$、普天間地
 区で、162,220\$と、結局637,220\$を持つて行つた
 ら、もうこれは政府の予算全部持つて来ても貴方々の持つて
 んと云うことを係の方は話しを聞きましたが、ずつと事業、この内
 部の事業、別の内訳を説明致しますと、事業計画の方で大嶺名地区
 の幹線、街路の方で政府の補助金を一応38,200\$と見積つて
 おります。それから同じ地区に排水がありますが、これは63,6
 00\$を組まれております。これはあの区画整理になります、区画
 整理の方の区画整理の街路用の、一応これは工事を済んで、区画
 をして、それだけの用地を取つての計画にこう持つて行くために、
 423,200\$と云う、これは一応8割をみたんですが、那覇の
 方を例にもつて来たらそんなに行かないと云う話しをしてお
 ります。そのやり方については、今後も色々検討されると思いま
 が、一応向こう、そう云う見積を立てて今折衝しております。尚普
 天間地区に來ては、幹線道路の補助金として政府の方に、41,4
 20\$それから舗装であります、これは排水と一括になつて、こ
 れは日政援助にしてやりたいと政府は云つていますが、これは14
 ,640\$、今のゲート前の排水の降り、続きになると思ひます。
 それから先の様にこの開放になつた所のあの区画整理の費用とし
 て、120,800\$と次が一般土木でこれは補助金でなしに予算
 総額をもつて、一応これも8割を目当にしていますが、伊佐地区内
 で排水の改修でオーグムターの下の方に残つて、今度もこれはやり
 ます。今度の予算更正にもいくらか出ていますが、これの続き、工
 事として、7,300\$それから那覇地内の道路で14,800\$
 大山地内の排水で18,000\$普天間地内の道路改修で4,80
 0\$同じく普天間地内のアスファルトの何んで、7,200\$それか
 ら普天間地内のこれも同じくアスファルトで3,900\$那覇地内
 の道路改修で5,200\$それから志真志地内で3,200\$それ
 から真栄原地域内で3,400\$更に経済局關係に、この方は未だ
 一応準備はしてありますけれども話し合ひはまだもつておりませ
 我如古地内で4,600\$志真志地内で4,800\$,上原と野高
 地内で4,300\$宜野湾、神山の地域で3,200\$伊佐下地
 域内で3,400\$伊佐の地域内で4,300\$那覇の地内で2,
 500\$真栄原の地内で3,700\$大嶺名の地内で13,000
 \$志真志地域内で4,300\$とこれだけを一応政府の補助による
 所の事業として、やろうと云うので話し合ひを進めておりますが、
 どなたかにもありました、それぞれは可能と云う所までは、未だ

について、一類どの様な事業計画を御計画なされておりますか、

市長～市として政府の補助事業として、今度の予算にお願いしたいのは、いわゆる建設関係の都計、それから一般土木、それから開掘課関係の道路排水と云うのが、只今計画しておるもの大きなもので、その事業の都計の場合には今年度政府に折衝してお願いしたいと準備をしておりますのが、大謝名地区で、525,000\$ 普天間地区で、162,220\$ と、結局687,220\$ を持つて行つたら、もうこれは政府の予算全部持つて来ても貴方々のは間に合わんと云うことを係の方は話しを聞きましたが、ずつと事業、この内部の事業、別の内訳を説明致しますと、事業計画の方で大謝名地区の幹線、街路の方で政府の補助金を一応38,200\$ と見積つております。それから同じ地区に排水がありますが、これは63,600\$ を組まれております。これはあの区画整理になりますが、区画整理の方の区画整理の街路用の、一応はこれは工事を済んで、区画整理をして、それだけの用地を取つての計画にこう持つて行くために、423,200\$ と云う、これは一応8割をみたんですが、那覇の方を例にもつて来てからにそんなには行かないと云う話しをしております。そのやり方については、今後も色々検討されると思いますが、一応向こう、そう云う見積を立てて今折衝しております。尚普天間地区に来ては、幹線道路の補助金として政府の方に、41,420\$ それから装てありますが、これは排水と一になつて、これは日政援助にしてやりたいと政府は云つていますが、これは14,640\$、今のゲート前の排水の隣り、続きになると思います。それから先の様にこの開放になつた所のあの区画整理の費用として、120,800\$ と次が一般土木でこれは補助金でなしに予算総額をもつて、一応これも8割を目当にしていますが、伊佐地区内で排水の改修でオーグムデーの下の方に残つて、今度もこれはやります。今度の予算更正にもいくらか出ていますが、これの続き、工事として、7,300\$ それから那覇地内の道路で14,800\$ 大山地内の排水で18,000\$ 普天間地内の道路改修で4,800\$ 同じく普天間地内のアスファルトの何んで、7,200\$ それから普天間地内のこれも同じくアスファルトで3,900\$ 那覇地内の道路改修で5,200\$ それから志真志地内で3,200\$ それから真栄原地域内で3,400\$ 更に経済局関係に、この方は未だ一応準備はしてありますけれども話し合ひはまだもつておりません我如古地内で4,600\$ 志真志地内で4,800\$、上原と野高の地内で4,300\$ 宜野湾、神山の地域で3,200\$ 佐真下地域内で3,400\$ 伊佐の地域内で4,300\$ 那覇の地内で2,500\$ 真栄原の地内で3,700\$ 大謝名の地内で13,000\$ 志真志地域内で4,300\$ とこれだけを一応政府の補助による所の事業として、やろうと云うので話し合ひを進めておりますが、どなたかにもありましたが、どれどれは可能と云う所までは、未だ

19番～橋樑についてはいくらか。

建設課長～事業の援助ですか、援助を要請しているのが701,860千

19番～これは今市長が報告された数字の橋計ですか。

建設課長～橋計です。

市長～後申し上げたのは事業、初めの分は私は政府の補助金を申し上げたんですが、後の分は事業、こちらの耐用費まで加えてのものを、

19番～私がお聞きしておるのはですね、一応次年度におけるいわゆる政府補助を目的とした所の事業計画をお聞きしておる訳です。

市長～同じやなしに、

一九番～一応事業計画ですね。

市長～今申し上げた様なのが大体

19番～それは額にして結局この700,000千になる訳ですね、良く解りました。大要は大な予算でこれが実現すれば、大要無構なことで、すが、その場合でございしますが、結局これは現段階において、いわゆる本市のあくまでも計画であつて、それには未だ政府に対しての折衝は争われておられないと、こう云うことですか。

市長～やられていないんじやなしに、やりつつある訳なんです。行つて話してもしてあります。そこは濃く何かと何んだが色々事業によつて、よそではなうしておるんだが、これはいかんと向うの今話してありますけれども、こうすると云う所までは、どの工事でも決定約款所までは行つておりません。

19番～まだいずれにせよ、この700千と云う、その新しい予算が出る訳なんですけれども、大体どの程度の補助が獲得可能かどうかと云う見通について、現在不明と云う訳ですね、良く解りました。1ツ金額獲得される様御要望申し上げて、質問を打ち切ります。

3番～私の質問の中にも来年度の政府助成予算の見通しと云うのがございしますので関連して質問致します。只今は大なる予算の折衝をやつておられると云うことではありますが、政府にお願いは各局から市町村もそのよう云う事業を取り上げまして、すでに予算化して、計画局も審査の対象になつて居る様な現状であります。その中に宜野湾市も対象となる予算はどれどれであるかですね、70何万千の計画

19番～総額についてはいくらか。

建設課長～事業の援助ですか、援助を要請しているのが701,860\$

19番～これは今市長が報告された数字の総計ですか。

建設課長～総計です。

市長～後申し上げたのは事業、初めの分は私は政府の補助金を申し上げたんですが、後の分は事業、こちらの耐用費まで加えてのものを、

19番～私がお聞きしておるのはですね、一応次年度におけるいわゆる政府補助を目的とした所の事業計画をお聞きしておる訳です。

市長～頼じやなしに。

19番～一応事業計画ですね。

市長～今申し上げた様なのが大体

19番～それは額にして結局この700,000\$になる訳ですね、良く解りました。大要は大なる予算でこれが実現すれば、大要結構なことですが、その場合でございますが、結局これは現段階においては、いわゆる本市のあくまでも計画であつて、それには未だ政府に対しての折衝はやられておられないと、こう云うことですか。

市長～やられていないんじやなしに、やりつつある訳なんです。行つて話しもしてあります。そこは濶かく伺すると何んだが色々事業によつて、よそではこうしておるんだが、これはいかんと向うの今の話でありますけれども、こうすると云う所までは、どの工事でもですね決定的敷所までは行つておりません。

19番～まだいずれにせよ、この700\$と云う、その新しい予算が出ておる訳なんですけれども、大体どの程度の補助が獲得可能かどうかと云う見透については、現在不明と云う訳ですね。良く解かりました。1ツ全額獲得される様御要望申し上げて、質問を打ち切ります。

3番～私の質問の中にも来年度の政府助成予算の見透しと云うのがございましてので関連して質問致します。只今は大なる予算の折衝をやつておられると云うことでありますが、政府においては各局から市町村のそう云う事業を取り上げまして、すでに予算化して、計画局にも審査の対象になつて居る様な現状であります。その中に宜野湾市の対象となる予算はどれどれであるかですね、70何方万\$の計画

を出されておると云うことでございますが、来年度の政府助成事業と云うのがすでに計画局で予算の査定段階にきていますが、各局に出された予算で計画局の査定の対象になつてゐるものは、その中のどれどれであるかお聞かせ願いたいと思います。

市長～外にもいつていしましたが、もう始まつてゐると云うことを聞いておりますが、どれどれを出されてゐると云うことは、まだこのこととしては知つておりません。

3番～じやもう一点だけお聞かせ願います。今先きの福当の額の計画がある様であります。これは昨年ですか、計画しました。55年計画によるこの計画を基において申請されて、来年度中に申請されておるのか、或はあの55年計画を冒頭でやつておられるのか。

市長～はい、あれによつてですね、あれから取つてやつてある訳なんです。

3番～あの部分で来年度でそう云う大きな計画であつたかどうかですね。年度計画が出ておると思ふんです。政府においてもあの55年計画を基礎において毎年毎年この補助対象、或は事業計画を出させておるんですか。来年度にそれだけの事業計画があつたかどうか。

市長～前に大体真野町として55年間のその政府補助による事業として出すは、あれを55年分を出してありまして、それと、こつとばやつてないが、あれをあの55年計画の中か、このえりぬいてそして今度のものにあんである事になつております。

3番～先の市長さんの御答弁にされたあの予算の内容は、次年度でやる計画の予算の内、答を政府に出されておるものか、或はすでに55年計画、樹立されて、突進されてから55年計画になるのか、55年計画の55年計画、これだけやるか、55年後の計画か。

市長～この方は先申上げた様に、これを次年度でやるか、或は55年計画でやるか、それと、こつとばやつてないが、あれをあの55年計画の中か、このえりぬいてそして今度のものにあんである事になつております。

3番～その件で、政府においては、あの55年計画を基礎において、各局

を出されておると云うことでございますが、来年度の政府助成事業と云うのがすでに計画局で予算の査定段階にきていますが、各局に出された予算で計画局の査定の対象になつてゐるものは、その中のどれどれであるかお聞かせ願ひたいと思います。

市長～外にもいつていましたが、もう始まつてゐると云うことを聞いておりますが、どれどれを出されてゐると云うことは、まだこととしては知つておりません。

3 番～じゃもう一点だけお聞かせ願ひます。今先きの相当の額の計画がある様であります。これは昨年ですか。計画しました。5ヶ年計画によるこの計画を基において申請されて、年度的に申請されておるものであるか、或はあの5ヶ年計画を別個でやつておられるのか。

市長～はい。あれによつてですね、あれから取つてやつてある訳なんです。

3 番～あの部分で来年度でそう云う大な計画であつたかどうかですね。年度計画が出ておると思うんです。政府においてもあの5ヶ年計画を基礎において毎年毎年この補助対象、或は事業計画を出させておるんですか。来年度にそれだけの事業計画があつたかどうか。

市長～前に大体宜野湾市としての5ヶ年間のその政府補助による事業としての目やすはということでも5ヶ年分出してありますが、それと、ことはやつてないが、あれをあの5ヶ年計画の中からこのえりぬいてそして今度のものにあんである事になつております。

3 番～先の市長さんの御答弁なされたあの予算の内容は、次年度でやる計画の予算の内容を政府に出されておるものであるのか、或はすでに5ヶ年計画、立されて、実施されてから5ヶ年目になると思うんですが、あと何ヶ年で、これだけやるか、5ヶ年後の計画であるのか。

市長～この方は先申し上げた様にこれを次年度でやるとなれば、自然ここに耐用費の問題が出て来ますが、こととしては、本当は、これよりは政府としても、この中から又更に落とされるものがあるともて、それは政府が全部それだけ補助金をやつてもらえと云うことになれば、こちらとしても努力をしてやると、それに対する耐用費も考へてやると云うことになりますが、今の所、やる積りで出してあるけれども、私達、普通全部取り上げてやれる様なことは、難しいんじゃないかと考へております。

3 番～その件で、政府においては、あの5ヶ年計画を基礎において、各市

町村のこの事業の審査を大体査定しておる様であります。去年において、実施すべき5ヶ年計画の去年の分を政府においては宜野湾市に対してある程度変更する必要はないかと云う様なこともあつたそうではあります。その中でも特に我々が感じましたのは、去年の計画で、すでに政府に対しても、去年の事業をやると云う面で補助申請をしておるのにおいて、心な当局がこの計画自体がまだ出した受か。出さんか。或はそう云うのは単なる計画であつたと云う面でも受け入れるか、そう云うものを備えてないとか云う様なことがあるんですが、体市においてはあの5ヶ年計画、政府で今実施されている5ヶ年計画と云うのと、市独自の進めておられる関点とのかまし合いは、どう云うふうによつておられるかです。ね、あれは全然5ヶ年計画を板きにして、只あれは単なるプランであつたか、それとも本当の計画の基に出されたかです。その点お聞きかせ願ひたいと思ひます。

建設課長～私の方から今の御質問にお答え致します。

前に一昨年に民生5ヶ年向上計画と云うのを政府から出す様に云われて、その計画が結局日米再援助によつて、民生の向上を計ろうと云う計画が約1ヶ月間函面と取り組んで計画を立てた訳であります。その民生向上5ヶ年計画と云うのは、結局今我々が算定している都市計画それを総合して早急におりこんで行こうと云うのが、その当時の考え方であります。その場合において、未だ固定的な計画と云うのが、はつきりしていない状態において、急にこう云うふうな民生5ヶ年計画が提出しなければ、いけないと、そう云う様な状態でありまして、当局としましても、すでに早急に検討して、それを作成して出している訳であります。その場合に、まだ段階と致しまして都市計画及び都市計画事業と云うのは、具体的にはつきりしてないとか云う場合に、そう云う予算を計上して出せと云うことでもありますので、或程度そこには事業の前後、それから事業もれと云うこともあつたかと思ひますが、いずれにしても都市計画でやるべきことは、あれはおり込んであります。そう云う意味で予算の方も、それから事業援助の方も事業の大きさにおいても多少は変動があると思ひます。

3 番～それにつきまして、只今課長さんから、そう云う御答弁がございましたが、その時には、市昇格する前の計画であつて、市になりました都市計画と云うものがございまして、相当変更があり得ると思つております。それにつきまして政府においてもその変更性を認めて、変更する必要はないかと云うことが、当局に聞かれたと云う話もあります。それに対して、当局としてどの程度反応を示されたかどうかです。ね、それに対して変更される意志があるか、又その通り実行されると云う考えであるかです。その点お聞きかせ願ひます。

建設課長～当初のプランが必ずしも、ずっと継続して行くと言うことは考えられない訳であります。それで、この計画が進むに従つて、それに対しては、その事業の年度及び規模においても、又は政府の助言もそのまま受け入れられる分は大いに受け入れて、それで事業のしやすい様にやつて行きたいとおう云うふうに考えております

3 番～だから政府においてもですね、その計画の変更がそう云う点はあると思つて、こう云う事は、単に出来るもんだと思つて計画の変更はないかと云うことを聞いたと云うことを聞いておりますが、それは事実あつたかどうかですね。民生5ヶ年計画の変更はないかどうか、そう云う問い合わせがあつたと云うことを聞いておりますが、それは正式公文で来たか、或は口頭でつたかわかりませんが、そう云う事実があつたかどうかですね。

建設課長～変更については、政府の方から云われたことがあります。これはあくまでも用地と事業が決定した場合に、すぐ出来るがどうかと云うのを念じて変更する必要はないかとかういふふうな向うの云い分でありまして、その件につきましては、区画整理事業によつて用地を生み出すと云う関係からしますと、あなち政府が心配して居る様なことはないと思ひます。只その実施される時期でありますそれが区画整理事業が充足して用地の確保が出来ない限り場合によつては、施行が出来ないと、しかし市としては、この計画が実際に政府の方でも事業として認可、すぐ着工すると云うことであれば、又別の方法で用地の考え方は出て来るんじゃないかと、例えば、工事も先にしてもらつと云う方法も考えられるし、又つぶれ地については、後日新しい方向から買い上げるとか、もしくは、換地の対象になる土地を拘束して後日にその分問題を延し、埋立事業を先きにさせてもらつと云うことを考える訳ですから、それで政府としましてはどうしても日米援助が早急になると云う様な見透しから、それは、いわれたことじゃないかとかう云うふうに考えております。

3 番～私の質問の内容が大体これでわかつております。ですが、現在やつておられるこの政府の助成事業としては、市独自の民生5ヶ年計画と云うのをぬきにして、独自の計画であるか、先に戻りますが又都市計画の一環としての土木事業或は先きの建設関係の市長さんの話しが先程にもございましたが、この民生5ヶ年計画におり込れた現地でなくて、単なる、いずれこれだけは得られるであろうと云う様な申請であるかですね。それとも確実にな次計画で、これこれは是非やつてもらいたいと云う様な計画の下の申請であるかですね、先きの諸事情からこれはおそらく変動をおこすと思ふんですが、そう云つた云つた要請、予算の何分の全部くると云うことも市長さんも云われておりますが、そうなつた場合には、とうてい出来んもんを、計画させて出されておるかでですね、計画でよろしゅうございませうか、実際政府からどの事業、どの工事は是非、これはさせたいと云う様な

重点的に折衝されておるもんか、單なるこう云うものをやりたいから助成して呉れと云う様な態情であるか、この事業は是非本年度政府として是非やつてもらいたいと云う面の折衝方法であるか、その点お聞きかせ願いたい。

建設課長～今先市長さんの説明によります。あの援助であります。これは市としてこう云う事業を持つていと出来るだけこう云う事業を早急にしたいと云う意味からこの地域において、どうしても必要である。備所をかき上げて、それを出来るだけ多くもらうと云う方針からあの費が儘来て、折衝に入っている訳です。それで市としましては、どうしてももらいたいと云う分に対しては、あくまでも予算化までは持つて行きたいと云うような考えであります。

3 番～市長さんにお伺い致しますが、先に予算の要請の内容を聞きました。が、その中で来年度は是非政府の助成でやりたいと云う箇所は、どれどれであるかです。その分は議会と一語になつて是非獲得したいとか、そう云う御意志がありますなら、どれどれは是非実施したいと云う面の箇所がありましたら御説明願います。

議長～暫く休憩致します。(午前11時25分)

議長～再開致します。(午前11時26分)

3 番～もう一点だけお聞きかせ願いたいと思つておりますが、これは非常に良く質問の内容としておわかりになつておるかも知れませんが、我々当初予算を組んだ場合にその中の耐用費の場合にあの排水が9割までは大丈夫だらうと云う様な話してありましたが、これが流れたと云うことを聞きましたが、しかし政府予算においては、すでに立法院に送付されるのは2月で、その中に予算措置されて大体のこの見直しは我々が6月定例会に出るまでには、大体のその予想の場合には、あの排水は充分だと云うことを我々は聞いて、9割までは可能だと云うことを聞きましたが、年度半ばになつて、見込がないと云うことが聞かされておりますが、その点につきまして、市長さんとして今後のそう云う様な政府助成事業と云う面につきましては、一応4月で大体見直しを付けて、少なくとも年度当初では、はつきりした政府助成の約束されるものと私は思つておりますが、本年度のその事業が、来年度やろうと云う約束だと云う様な話を聞いておりますが、實際来年度出来るかどうか、そこも心配でございますので、現在すでに予算は送付されて審議局で査定段階にあるし、少なくとも2月の立法院議会には、正式に送付されるものと思つておりますので、それまでに是非実現する様に市長さんに折衝方をお願いするものであります。私の質問を終わります。

重点的に折衝されておるもんか、単なるこう云うものをやりたいから助成して呉れと云う様な陳情であるか、この事業は是非本年度政府として是非やつてもらいたいと云う面の折衝方法であるか、その点お聞きかせ願いたい。

建設課長～今先市長さんの説明によります。あの援助であります。これは市としてこう云う事業を持つていと出来るだけこう云う事業を早急にしたいと云う意味からこの地域において、どうしても必要である。個所をかき上げて、それを出来るだけ多くもらおうと云う方針からあの資料が出来て、折衝に入っている訳です、それで市としましては、どうしてももらいたいと云う分に対しては、あくまでも予算化までは持つて行きたいと云うふうな考えであります。

3 番～市長さんにお伺い致しますが、先に予算の要請の内容を聞きましたが、その中で来年度は是非政府の助成でやりたいと云う箇所は、どれどれであるかです。その分は議会と一になつて是非獲得したいとか、そう云う御意志がありますなら、どれどれは是非実施したいと云う面の箇所がありましたら御説明願います。

議長～暫く休憩致します。(午前11時25分)

議長～再開致します。(午前11時26分)

3 番～もう一点だけお聞きさせたいと思つておりますが、これは非常に良く質問の内容としておわかりになつておるかも知れませんが、我々当初予算を組んだ場合にその中の耐用費の場合にあの排水が9割までは大丈夫と云う様な話してありましたが、これが流れたと云うことを聞きましたが、しかし政府予算においては、すでに立法院に送付されるのは2月で、その中に予算措置されて大体のこの見透しは我々が6月定例会に出るまでには、大体のその予想は決らんじやないかと思つていますが、その時の6月の予算の場合には、あの排水は充分だと云うことを我々は聞いて、9割までは可能だと云うことを聞きましたが、年度半ばになつて、見込がないと云うことが聞かされておりますが、その点につきまして、市長さんとして今後のそう云う様な政府助成事業と云う面につきましては、一応4月で大体見透しを付けて、少なくとも年度当初では、はつきりした政府助成の約束されるものと私は思つておりますが、本年度のその事業が、来年度やろうと云う約束だと云う様な話を聞いておりますが、実際来年度出来るかどうか、そこも心配でございますので、現在すでに予算は送付されて計画局で査定の段階にあるし、少くとも2月の立法院議会には、正式に送付されるものと思つておりますので、それまでには是非実現する様に市長さんに折衝方をお願いするものであります。私の質問を終わります。

市長～今のあの排水のいきさつですね、あれを申し上げますと、

議長～暫く休憩致します。(午前11時35分)

議長～再開致します。(午前11時36分)

19番～3番目に移ります。水道問題でございます。去つたかんばつで本市の水道施設が、まだ全市に行き渡つておらないが、故に相当南部地域では水に困つてそれは軍によつて給水をした訳でございますが、本市の水道事業はあくまでも全市と云うのがその目的でございますので、その現在の水道事業が何時までに全市的な水道給水施設が完備されるかどうか、その時期についてお伺い致します。

市長～関連致しますので、これの2まで、水道事業施設が完備するのは何時までかと、こう聞かれた場合にいわゆる普天間の方は、もう起債もして本工事着つた訳であります。現在の所市の水道事業は、今給水しておるのは、大山地域、大瀬名と真栄辺りまでやつておられますけれども、本工事やられたのは、起債でやつた、普天間地域だけになつておられます。この完成と云うことになりますと云うと水道工事まで完成して、どうせ道路工事をやる場合には、そこを通すために、この水道をやりかえ出ませんので、一応この普天間外は仮の工事で住民に早く水が飲める様にと云う何んで今やつておる訳であります。これが完成の時期はと云われると、要するに私の考へでは完成はもう都市計画が完成した時にしか、水道事業も一統に完成すること出来んじやないかとこう思つておられます。それから2番目の次年度の工事計画はどの程度政府補助が予想されるかと、次年度は今おつしやうに幾ともそのかんばつの場合に、水運、搬なんかをしていますので、年々こう云う難しいことをやらなくても済ませる様にすることはどうしても、この水の少ない5号線地帯に早くこれを水道を引く様にせねやいかんと云うので、次年度は大体5号線地帯を工事しようとするので、計画を進めておられます。

19番～いつごろまでに水道施設が完備するかと申し上げましたのは、いわゆる南部5号線地域に対して、そこにいわゆる基本線を引つばつて行くことによつてあの程度のもう云つたかんばつには、しのげると云うふうな見解でございます。現在、大山、大瀬名、或は普天間とも云つた様な地域に分かれて給水をしているのでございますけれども、今だにいわゆる南部地域である所の真野湾辺りには、水道の本線です、幹線が向うまで敷設されていないかと云うことを指摘してこの質問をした訳でございます。結局給水パイプです、施設と云うことは、これで終るんじゃないかと云う意味です。これは完備と云うことになる、今先おつしやうどつた様なすね、答へが出て来ると思いますがけれども、趣旨はそうじやございせん。結局2項の次年度の工事は5号線をやられると、その場合に水道事業に対する政府の補助と云うのがあると

市長～今のあの排水のいきさつですね、あれを申し上げますと、

議長～暫く休憩致します。(午前11時35分)

議長～再開致します。(午前11時36分)

19番～3番目に移ります。水道問題でございます。去つたかんばつで本市の水道施設が、まだ全市に行き渡つておらないが、故に相当南部地域では水に困つてそれは車によつて給水をした訳でございますが、市の水道事業はあくまでも全市と云うのがその目的でございますので、その現在の水道事業が何時までに全市的な水道給水施設が完備されるかどうか、その時期についてお伺い致します。

市長～関連致しますので、これの2まで、水道事業施設が完備するのは何時までかと、こう聞かれた場合にいわゆる普天間の方は、もう起債もして本工事をやつた訳であります。現在の所市の水道事業は、今給水しておるのは、大山地域、大謝名と真栄原辺りまでやつておりますけれども、本工事やられたのは、起債でやつた、普天間地域だけになつております。この完成と云うことになりますと云うと水道工事まで完成して、どうせ道路工事をやる場合には、そこを通すために、この水道をやりかえ出来ませんので、一応この普天間外は仮の工事で住民に早く水が飲める様にと云う何んで今やつておる訳であります。これが完成の時期はと云われると、要するに私の考えでは完成はもう都市計画が完成した時にしか、水道事業も一に完成することは出来んじやないかところ思つております。それから2番目の次年度の工事計画はどの程度政府補助が予想されるかと、次の年度は今おつしやる様に最もそのかんばつの場合に、水運搬なんかをしていますので、年々こう云う難しいことをやらんでも済ませる様にするにはどうしても、この水の少ない5号線地帯に早くこれを水道を引く様にせねやいかんと云うので、次年度は大体5号線地帯を工事しようとするので、計画を進めております。

19番～いつごろまでに水道施設が完備するかと申し上げましたのは、いわゆる南部5号線地域に対して、そこにいわゆる基本線を引つばつて行くことによつてあの程度のそう云つたかんばつには、しのげると云うふうな見解でございます。現在、大山才大謝名、或は普天間と云つた様な地域に分かれて給水をしているのでございますけれども、今だにいわゆる南部地域である所の亘野湾辺りには、水道の本線です、幹線が向うまで設されていないかと云うことを指摘してこの質問をした訳でございます。

結局給水パイプのですね、施設と云うことは、これで終るんじやないかと云う意味です。これは完備と云うことになると、今先おつしやるどつた様なですね、答弁が出て来ると思いますがけれども、趣旨はそうじやございません。結局2項の次年度の工事は5号線をやられると、その場合に水道事業に対する政府の補助と云うのがあると

あると思われませんが、そう云つた点は、

市長～先の政府補助の何んといへにお答えすべきだつたんですが、ぬかしましてこれも話しは進めております。その場合に今の大体の何が、8万位位わゆる普天間が9万5千位位なつておつたと思ひますが大きな額になりますので、政府としてもこれは、一ヶ年の予算にと云うことは困難かも知らんが、若しやる場合工事は貴方々が続けて出来る様にそこは考慮にして云いから、一応2ヶ年にまたがつて、その補助ももらう様にしたらどうかと云うふうな所まで話しをしていただいております。とにかく今度出して、その水道を係の方でも先の様な助言までやつておりますので、なんとか次年度の補助については考慮していただけるんじゃないかと思うつております。これは一応そう云うふうな過程にありますので出してあります。

19番～補助額の見透については、全然まだついてない訳ですが、極力早く折衝されて1日も早く折衝されたい目も早くそう云つた基本幹線だけでも完成させてもらうべく御要望致しまして、本水道問題については、質問を折切ります。

議長～暫く休憩致します。(午前11時40分)

議長～再開致します。(午前11時42分)

9番～私の質問の3首目の方に関連しておる様でありますので質問致します。5号線沿いの水道問題はどの程度進捗しておりますか、又対策による水源地調査はどの程度、どの様にやられておりますか、お伺い致します。

市長～今程度の問題は課長からお答えします。

水道課長～予算の計画と致しましては、ほとんど終つておると、ほとんど90%位計画は終つております。それで政府への折衝も向こうの予算の何をする前から折衝しておりますが、大体の概算要としての工事も大体約8万と云う何んでもう図面も出来て、工事の計画線もほとんど入れて最近も政府の係り官を呼んで技術的なアドバイスも受けてほとんど完成しております。

9番～大体の計画の内容を説明してもらいませんか、

水道課長～現在の所、本線を真栄原まで延ばすと、それに伴う排水地が必要であれば、必要なりにおくと云う様な計画をしております。

9番～大体どの位の平段で、

水道課長～年限と申し渡すと、工事の期間ですか、この前も全面的にいわゆるプランとして真原までもつて行つて、政府の係官の要望では先も市長から話しがありました、なるべく両年度にまたがつて65年から66年にかけてやつてくれんか、そう云う様な話してこれは補助金の問題と関連しますので、向うの話しては、25年にまたがう様な話して、

9 番～ 次の事業に対しては、被害対策の水源地調査は、去つた臨時議会の場合の追加更正予算でも予算化されたと思ひますが、どの様な調査をなされたか。

水道課長～被害対策費で250万、水源地調査費が取られておりますが、実際の所まだやつておりません。私も現地を見に行つたんですが、どうもかんばしくないと思つておりましたので、これも勿論よく一人の見解ではどうかと思ひますが、

議長～ 暫く休憩致します。(午前11時45分)

議長～ 再開致します。(午前11時47分)

1 番～ 私の6番の質問が関連しておりますので、ついでにお伺い致します。70年度のかんばつによりまして、全般的にこの水ききんに見られた訳でございますが、当市における断水時の状況について御説明願ひます。それから今後の対策についてどう云う考えをもつておられるか。

市長～ この断水時の状況及び今後の対策についてと云うことになつておりますが、断水時に水道事業をやつている市として困ることは、当然としておりますが、その困ると云うのは、

1 番～ どの程度です、当市においては断水によつて、被害を受けてはすね、勿論断水してはいますことは、農作物の被害はなくて私が云うのは、その給水、水道事業、どの程度その断水時において、どう云つた者の状況であつたかです、当市においては断水状況はどう云う具合についてどの程度、非常に困つたかです、

市長～ 断水の場合に、水の困るのはもう市の方にこことしては、ちやんと、いつから断水で何時まで断水になると云うことは、予言してありますけれども、そう云うことはつきり聞かないのが、どうして水が出ないかと再々電話がかかつたり、それからそのバルブが1個所でないんで、一部出て又他のおくれた所は、毎故出ないかと云うふうに聞かれて非常に困つた点もあつた訳なんです、住民にどの位の被害を与えたか困つた何はと云うことについては、まだ調査してないと思ひますが、

水道課長～年限と申しますと、工事の期間ですか、この前も全面的にいわゆるプランとして真栄原までもつて行つて、政府の係官の要望では先も市長から話がありました、なるべく兩年度にまたがつて65年から66年にかけてやつてくれんか、そう云う様な話してこれは補助金の問題と関連しますので、向うの話しては、25年にまたがう様な話して、

9 番～ 次の事業に対しては、害対策の水源地調査は、去つた臨時議会の場合の追加更正予算でも予算化されたと思ひますが、どの様な調査をなされたか。

水道課長～ 害対策費で250万、水源地調査費が取られておりますが、実際の所まだやつておりません。私も現地を見に行つたんですが、どうもかんばしくないと思つておりましたので、これも論ばく一人の見解ではどうかと思ひますが、

議長～ 暫く休憩致します。(午前11時45分)

議長～ 再開致します。(午前11時47分)

1 番～ 私の6番の質問が関連しておりますので、ついでにお伺い致します。70年策のかんばつによりまして、全篇的にこの水ききんに見われた訳でございますが、当市における断水時の状況について御説明願ひます。それから今後の対策についてどう云う考えをもつておられるか。

市長～ この断水時の状況及び今後の対策についてと云うことになつておりますが、断水時に水道事業をやつている市として困ることは、然としておりますが、その困ると云うのは、

1 番～ どの程度です、当市においては断水によつて、被害を受けてですね、論断水してありますことは、農作物の被害はなくて私が云うのは、その給水、水道事業、どの程度その断水時において、どう云つたその状況であつたかです、当市においては断水状況はどう云う具合についてどの程度、非常に困つたかです。

市長～ 断水の場合に、水の困るのはもう市の方にこことしては、ちやんと、いつから断水で何時まで断水になると云うことは、予告してありますけれども、そう云うことにはつきり聞かないのが、どうして水が出ないかと再々電話がかかつたり、それからそのバルブが1個所でないんで、一部出て又他のおくれた所は、何故出ないかと云うふうに聞かれて非常に困つた点もあつた訳なんです、住民にどの位の被害を与えたか困つた何はと云うことについては、まだ調査してないと思ひますが、

1 番～一般市民から受けた声はどう云うふうにして呉れたとか、色々要望事項なんか全然ございませんでしたか、一部地域、或はその全般的市民からですね。

市長～その点、ずつと課長の方が詳しいので、

水道課長～一般市民からの要望としては、断水がある場合には、前持って通知して呉れと知らせて通報して呉れと云う、そう云つた何も良くありませんでしたが、それについては、会社からの都合がある場合には、マイトを通して、いつから断水になるから、時間給水になるからと云うことはやつております。断水時、特に外人住宅関係が宜野湾市、大山ですから、水洗便所とかそう云つた何んで非常に困っている現状であります。特に市内の大きな営業所ですか、例えばレストランとかそう云つた所がそのそれだけの5時から給水した場合には、1時までの場合は6時間、それだけの給水時間では、営業も充分に出来ないという様な事も多々ありました。それから高合地などでは、そう云つた所では、5時から給水は開始したものの実際に出るものは、9時、10時からと給水時間が1、2時間しかないという様な所が多々数箇所においてありましたが、そう云つた何んで非常に市民からもどうして呉れと云う様な要望はまだ来ておりませんが、これでいかないと云う様なことは、じやんじやん聞かされております。

1 番～当市において、その給水車で水を給水した地域はなかつた訳ですが、水道が入っていない地域においてですね、断水によつて水がなくてですね、給水車によつてこの給水した地域、そう云つたことはなかつた訳ですか。

水道課長～いやそれはなかつたです。

1 番～全然なかつた。

水道課長～道路工事のために、1ヶ所あつたですが、その外には全然ございませんでした。その外には高合地のメーターの高がる量がですね、かんばつの空気でメーターがあがつたとか、そう云つた何んで測定料の変更とかそう云つた何はありました。

1 番～これに歸連しておりますのでお伺い致しますけれども、断水時において、一応バルブをしめて水が切れた場合に途中にこの空気が相当多分に入る訳でございませぬ、そして更にこの給水時になつてバルブを開けられませぬと、その空気と一緒にメーターに流れて行つて、空気を買つて試んでいるんだと云う様な話ですが、実際に聞える訳でございませぬ、実際にそう云つた被害があるかどうかですね、そう

- 1 番～一般市民から受けた声はどう云うふうにして呉れたとか、色々要望事項なんか全然ございませんでしたか、一部地域、或はその全般的市民からですね。

市長～その点、ずつと課長の方が詳しいので、

水道課長～一般市民からの要望としては、断水がある場合には、前持つて通知して呉れと知らせ通報して呉れと云う、そう云つた何も良くありませんでしたが、それについては、公社からの都合がある場合には、マイクを通して、いつから断水になるから、時間給水になるからと云うことはやつております。断水時、特に外人住宅関係が宜野湾市、大山ですから、水便所とかそう云つた何んで非常に困っている現状でありますが、特に市内の大きな営業所ですか、例えばレストランとかそう云つた所がそのそれだけの5時から給水した場合には、11時までの場合に6時間にそれだけの給水時間では、営業も充分に出来ないと言ふ様な何も多々ありました。それから高台地などですね、そう云つた所では、5時から給水は開始したものの実際に出るのは、9時、10時からと給水時間が1、2時間しかないと言ふ様な所が多々飲食所においてありましたが、そう云つた何んで非常に市民からもどうして呉れと云う様な要望はまだ来ておりませんが、これでいかないと云う様なことは、じゃんじゃん聞かされております。

- 1 番～当市において、その給水車で水を給水した地域はなかつた訳ですが、水道が入っていない地域においてですね、断水によつて水がなくてですね、給水車によつてこの給水した地域、そう云つたことはなかつた訳ですか。

水道課長～いやそれはなかつたです。

- 1 番～全然なかつた。

水道課長～道路工事のために、1ヶ所あつたのですが、その外には全然ございませんでした。その外には高台地のメーターのあがる量がですね、かんばつの空気でメーターがあがつたとか、そう云つた何んで調定料の変更とかそう云つた何はありました。

- 1 番～これに関連しておりますのでお伺い致しますけれども、断水時において、一応バルブをしめて水が切れた場合に途中にこの空気が相当多分に入る訳でございませう。そして更にこの給水時になつてバルブを開けられますと、その空気と一緒にメーターに流れて行つて、良空気を吸つて飲んでるんだと云う様な話ですが、実際に聞える訳でございませうが、実際にそう云つた被害があるかどうかですね、そう

云つた面について調査されたことがあるか、

水道課長～それは確かにあります。かんばつとか、そう云う何になると、この前からの懇談会の場合も私行つておる所では、話しておりますが、ギヤ口をあけなければ絶対そう云つたことはないだろうと思ひます。家の方もあの弁を付けておりますから、しかし何時水が出るかとまつておるもんですからギヤ口を開けばなしで、それで空気が出て、メーターがうんと上がつてゐるんじゃないかと思つております。そう云つたもんについては、調査の上で訂正致しております。

1 番～この断水につきましては、なにしろ天災でございますので、我々としては仕方がない訳でございますが、将来この様な事態が又再び起ることも候りません。従ひまして市当局と致しまして、自己水源の開発について、いわゆる計画を出されておるかどうか、又かんばつ時における当市の水量がどの程度あつたか、そう云つた調査をやつたかどうか

水道課長～自己水源をもつもないの計画はこれは、私は何んですが、今までの水量の調査は2度程やつております。それが平均にして、1日1,500立方メートルと云ふことは、将来宜野湾市の10ヶ年の将来の計画推定人口をうち、000人と見た場合に約1人当り120リットル使うものとして、1日の給水量が2,000立方メートルになる訳です。それは20ヶ年後約50,000人とした場合に、6,000立方メートル1日の給水量が必要と云ふこととす。実際、しかし今まで調査した結果では、60多位を見込んでゐる訳ですが、それで約1,500立方メートル位しかないと云ふこととす。今後水源の開発をして行けば出来るんじゃないかと思つておりますが、今の実際にある井戸ですが、欠山から真志喜までですれ、そう向うの余水が大体1,500立方メートル位です

1 番～そうすると、3,500立方メートルは不足と云う意味ですか、現在の水量では、

水道課長～はい、そうです。

1 番～外に水源を開発しないと断水時における、いわゆる水量は充分間に合ひきれない訳ですれ、

水道課長～はい、そうです。20ヶ年後にはどうしても6,000立方メートルの何が必要になつて来る訳です。

市長～自己水源についてお長く聞かれるのでありますが、自己水源については、一応水道課長にも、先ず水源地の調査は必要だつたら、やつてもらふ様にその事業については何時やりますかと云ふことになりまして

云つた面について調査されたことがあるか。

水道課長～それは確かにあります。かんばつとか、そう云う何になると、この前からの懇談会の場合も私行つておる所では、話しておりますが、ジヤ口をあけなければ絶対そう云つたことはないだろうと思います。家の方もあの排気弁を付けておりますから、しかし何時水が出るかとまつておるもんですからジヤ口を開けばなしで、それで空気が出て、メーターがうんと上がつていゝんじゃないかと思つております。そう云つたもんについては、調査の上で訂正致しております。

1 番～この断水につきましては、なにしろ天災でございますので、我々としては仕方がない訳でございますが、将来この様な事態が又再び起らなとも限りません。従いまして市当局と致しまして、自己水源の開発について、いわゆる計画を出されておるかどうか、又かんばつ時における当市の水量がどの程度あつたか、そう云つた調査をやつたかどうか

水道課長～自己水源をもつもないの計画はこれは、私は何んですが、今までこの水量の調査は2度程やつております。それが平均にして、1日1,500立方メートルと云うことは、将来宜野湾市の10ヶ年の将来の計画推定人口を35,000人と見た場合に約1人当り120リットル使うものとして、1日の給水量が2,000立方メートルになる訳です。それは20ヶ年後約50,000人とした場合に、6,000立方メートル1日の給水量が必要と云うことです。実際、しかし今まで調査した結果では、60%位を見込んでいる訳ですが、それで約1,500立方メートル位しかないと思つております。今後水源の開発をして行けば出来るんじゃないかと思つておりますが、今の実際にある戸ですが、大山から真志喜までのですね、そう向うの余水が大体1,500立方メートル位です

1 番～そうすると、3,500立方メートルは不足と云う意味ですか、現在の水量では、

水道課長～はい、そうです。

1 番～外に水源を開発しないと断水時における、いわゆる水量は充分間に合わくきれない訳ですね、

水道課長～はい、そうです。20ヶ年後にはどうしても6,000立方メートル位の何が必要になつて来る訳です。

市長～自己水源についての良く聞かれるのでありますが、自己水源については、一応水道課長にも、先ず水源地の調査は必要だつたら、やつてもらふ様にその裏業については何時やりますかと云うことになりまして

云う私の考えは、何時からやるかと云われた場合に、私何時も考えるのでありますが、実は今の資料からの何も答えがありません。全市民の買わなければいかに云う状態、その自己水源を今度の水道公社と契約を更にした場合も自己水源で経営してやつた場合、今の水道公社の水の値段もつて来たんで、どうしても10年そこは、開かないと、所が年費を長くすれば、自己水源はいつかは自分のものになるし、このままでは、又いつまでも要らないと云うこと、それは全然考えない訳であるが、その時期はと云うこと、一応は水道公社の水もつてこの全市民に給水する所まで行つて、そして最も問題になるのは、自己水源の場合には、金で行つて、自己水源の場合には、開発はかなかに許して呉れませんので、何とかこの水道公社の水をもつて全市民に給水して、そして今の水道事業が年々発展して、若し向うが貸さない云うならば市自体でもこれを公社から借りて来てでもやつて行くんだ云うふうな力がつく頃までは、これを自己水源での給水計画は、困難じゃないかと、こう云うふうな考え方をもちておる訳であります。

19番～4番目に移ります。この度の行政区の再編に当りまして、その要綱の中に新しい区はその新しい様に名前を付けたと云うふうな再編になつておりますけれども、この度の行政区の再編にしましてもあくまでも久約なものではなくして、これが暫定約なものであると云うことは都計と相調進もして考えられることとあります。その場合に将来都計が進捗し町名地番の打ち変えを行う場合にその名称そのものが、非常に住民をまどわす様な結果になりはしないかどうか、その点についてお伺い致します。若しそれについて、将来はこうしたいと云うふうな町名地番の打ち変えをしたいと云うふうな構想でもございましたら御説明願います。

市長～行政区編成について、その行政区の名前を今推進委員にお願ひしてある訳であります。地名がひん繁に変わると云うことは確かに、これはお互にも又社集の人にも迷惑をかけると思ひます。将来の町名、それから地番の打ち変えが行なわれるおりに不都合が起りはしないかと云うこととありますが、先にもお話し申し上げた様に短時間でも、これがあつた名前になつたり、こう云う名前になつたりは、確かに不都合を生ずると、それから地番町名そう云う所まで考えて、今の行政区が町名を持つて行ける様になれば、そう云うことは起らないと云うのであります。しかし地番打ち変えになりますと、人口の大きさや色々考慮されると思ひますので、或は学区単位になるのが、何町何丁目何番地と云う名前をつけられれば、どう云うふうにするんだと云う構想はまだ出来上がつておりません。一応今の行政区がそのまま町名でも持つて来たなら結構だと云う。この位い考えている所です。

云うと私の考えは、何時からやるかと云われた場合に、私何時も考えるのでありますが、実は今の資料からの何も答えがありません。市民の使う水がどうしても足りない、どうしても水道公社のものを買わなければいかんと云う状態で、その自己水源を今度の水源公社と契約を変更した場合にも自己水源で経営してやつた場合、今の水道公社の水の値段でもつて来たんでは、どうしても10年そこらには、間に合わない、所が年費を長くすれば、自己水源はいつかは自分のものになるし、このままでは、又いつまでも変わらないと云うことで、それは全然考えない訳であるんだが、その時期はと云うことになると、一応はこの水道公社の水でもつてこの全市民に給水する様な所でもつて行つて、そして最も問題になるのは、自己水源の場合には、資金であります、自己水源の場合には、開発公社はなかなか許して呉れませんので、何とかこの水道公社の水をもらつて全市民に給水をして、そして今の水道事業が年々発展して、若し向うが貸さない、云うならば市自体でもこれを公社から借りて来てでもやつて行くんだと云うような力がつく頃までは、これを自己水源での給水計画は、困難じゃないかと、こう云うような考え方をもつておる訳であります。

19番～4番目に移ります。この度の行政区の再編に当りまして、その要綱の中に新しい区はその新しい様に名前を付けたと云うような再編になつておりますけれども、この度の行政区の再編にしましてもあくまでも、久約なものではなくして、これが暫定的なものであると云うことは都計と相関連しなして考えられることとあります。その場合に将来都計が進めし町名地番の打ち変えを行う場合にその名称そのものが、非常に住民をまどわす様な結果になりはしないかどうか、その点についてお伺い致します。若しそれについて、将来はこうしたいと云うように町名地番の打ち変えをしたいと云うような構想でもございしたら御説明願います。

市長～行政区編成について、その行政区の名前を今推進委員にお願いしてある訳であります、地名がひん繁に変わると云うことは確かに、これはお互にも又社会の人にも迷惑をかけると思ひます。将来の町名、それから地番の打ち変えが行なわれるおりに不都合が起りはしないかと云うこととありますが、先にもお話し申し上げた様に短時間でも、これがあつた名前になつたり、こう云う名前になつたりは、確かに不都合を生ずると、それから地番町名そう云う所まで考えて、今の行政区が町名に持つて行ける様になれば、そう云うことは起らないと云うのでありますが、しかし地番打ち変えになりますと、人口の大きさや色々考慮されると思ひますので、或は学校区域、単位になるのが、何町何丁目何番地と云う名前をつけられた場合にどう云うふうにするんだと云う構想はまだ出来上がつておりません。一応今の行政区がそのまま町名に持つて来たら結構だかと云う、この位考えている所であります。

19番～その点考えられますものは、従来用いられてるのは、何区何班と或は
 ハウス号何号と云ふう何んてございまして、それが、それから精局何
 番地と云うのを使するにございまして、現在でもある地帯の
 おいでば、地帯の番地を必ず何号だとうのが、通称になつておる
 所が、まゝある様でございませう。こう云つた場合に、この度行政の編
 成に当りまして、将来のそつた町名地帯の訂正えと云うてその
 念頭に置いて、その区名をこれ一応は、局なり構えと考へて
 線に近づけて、そのつら将来困りやしないんじやないかと考へ
 てございませう。その点について市民の御見解をお願ひします。

市長～先に申し上げた様に、まだまだその町名、いわゆる今おつしやる線にと
 今度行政の区名が又番地打変えの場合に変わると云うと困るが、
 云うお気持の様私、受けませうがその通りでありませう。出来ませ
 そう云う名前を将来町名に取上げていこうと思つておる
 所が地帯打ち変や町名についての構想はまだ充分な
 ん。

19番～それは區画整理をすね、やられる段階においてすね、将来そ
 う云うふうな問題が起り得ると云うことは、当然予想されると思
 います。それに対して専門的な立場からすね、ある程度御説明を
 お願い致します。

建設課長～只今の御質問にお答えします。
 普通町名地帯の打ち変えと云うのは、行なわれておるのは、區画整理
 された場合に土地が換地によりつて進みますので、それによつてど
 うも地帯が要つて行く訳であります。と云いますのは1番の次に2番
 と云うのが従来の方であります。ところが、所が區画整理によりま
 路線の別地帯がその一番の例に切ります。と云う線本かつて地帯を
 のものがもうこれ来る訳であります。それで土地だけの整理だ
 やなくして地帯まで整理するに云うのが、地帯だけ整理したか
 が地帯だけでないが、地帯だけ整理したか、それと幹線路と、か
 これは降設の小界と云うものがあります。それで、幹線路と、か
 大さは、公園の界と云うものも、また、分かれて行く訳であります。
 例え、公園の界と云うものは、その公園によつて、字界が非
 常に切り離されてしまふと、もし、また、分かれてしまふと、字
 ふらに、それによつて、この今の字界、町名界がもうこれと、
 しまつて、それで、町名界の整理も、しなればいけないと、
 それから、更に、町名界だけなくして、町界町名においても、
 様な結果が生じて来る訳であります。そのため、どうして町名と
 の名前と云うのも、現在いくつあるものを統合したり、若しくは又
 分割したり、どう云うふうにして町名自体でも、今、町ある分を統
 て、町にして名前を付けるとう云うふうにして區画整理の事業が

19番～その点考えられますものは、従来用いられてるのは、何区何班と或はハウス番号何号と云うふうな何んでございましたが、それから結局何番地と云うことを使用することになりましたが、現在でもある地域において、地番そのものを必ず何号だと云うのが、通称になつておる所がまだある様でございます。こう云つた場合にこの度の行政区は編成に当りまして、将来のそう云つた町名地番の打変えと云うことを念頭においてその区名かれこれも一応は当局なりの構想を持つてその線に近づけていつたら将来困りやしないんじゃないかとかう考える訳でございます。その点について市民の御見解をお願いします。

市長～先に申し上げた様に、まだまだその町名、いわゆる今おつしやる様に今度の行政区の名前が又番地打変えの場合に変わると云うと困るがと云うお気持の様に私、受けますがその通りでありまして、出来るだけそう云う名前は将来町名にでも取り上げたいとかう思つております。所が地番打ち変や町名についての構想はまだ充分ねられてはおりません。

19番～それは直接区画整理をですね、やられる段階においてですね、将来そう云うふうな問題が起り得ると云うことは、当然予想されると思いますが、それに対して専門的な立場からですね、ある程度の御説明をお願い致します。

建設課長～只今の御質問にお答えします。

普通町名地番の打ち変えと云うのは、行なわれておるのは、区画整理された場合に土地が換置によつて動きますので、それによつてどうしても地番が変つて行く訳であります。と云いますのは1番の次に2番と云うのが従来のあり方でありまして、所が区画整理によりまして、路線の計画によつて一番と二番とが切り離なされてしまうと、それで逆に別の地番がその一番の例にくると云う様なかつこうで地番そのものももうれて来る訳であります。それで土地だけの整理だけじゃなくして地番まで整理すると云うのが、地番の整理であります。所が地番だけでもいかない訳であります。地番だけ整理したからつて、これは隣接の小学界と云うものがありますので、それで幹線道路とか大きな施設が来ますとどうしても字も又分かれて行く訳であります。例えば、公園の中間にはさまれた場合は、その公園によつて字界が非常に切り離されてしまうと、もしくは、またがつてしまふと云うように都市の施設によつて、この今の字界、町名界がもうれて来てしまつて、それでどうしても町名界の整理もしなければいけないと、それから更に又あの町名界だけでなくして、町界町名においても同じ様な結果が生じて来る訳であります。そのためにどうしても町名と町の名前と云うものも現在いくつかあるものを統合したり、若しくは又分割したりとかう云うふうにして町名自体でも今3ヶ町ある分を統合して2ヶ町にして名前を付けると云うふうにして区画整理の事業が

行われると、どうしてもそこに町名地番の改正と云うものが起り得る訳であります。これはあくまでも土地の整理でありますので、土地に關し、それから施設に關してその名前打ち方が便えられ、地番、若しくは町名と云うのが、便る訳であります。それで今度の行政区と町名のつなぎであります。行政区の区切りと云うものと町名地番の關係は非常に難しい問題であります。と云いますのはこの区と整理の條は大體10万坪を單位にして、約5、6ケ年はかかるかと、それが更にそう云う事業が地区ごとにならば、事業の年限も相違ひがござります。それでそれと今の行政区を再編と云うものを、かみ合はす訳でありますので、そこには時期約に差位は出て来る訳であります。現在の行政区が非常に行政上非常にやりにくいところからして、早く急ぎに実施すると云うのと、それから区面整理の町名地番改正と云うこととでかみ合はす訳でありますので、そこにはずれも来ると云うことは考えられます。所が先ず思ふのはある程度は、しかしそう云う区面整理をされた場合のことも考慮すると云う点は、必要やなからずなかつたと思はれますが、云いますのは、大體今の都市計画のあり方から近隣重複1万人を單位として、近隣重複制を採用してあります。近隣重複制と申しますのは、その1万人の人間が1ツの社会として、例えばその1万人が住んでおる地域を1單位として、そこには公園があり、病舎があり、学校があり、そこでは地域社会の活動がうまく行ける様な形でもう1ツ云えることは今の行政区のあり方、どうしても早く編成しねやいかんと云う立場にありますので、一、一今の区面整理とマッチさせると云うことは、時期約にも更にどうかと思ひます。その点からすると、今の行政区を区画してある分は、どうしてもこれは、行政上やむなげばいかなるところ云う立場からでありますので、その整理と云うことは、更に考えて行くつもりであります。以上であります。

議長～10番議員の出席を報告します。

19番～私のいわんとする所は、こうでございます。いわゆる今度の振綱にうたわれております所のいわゆるその区名と云うものは、そこで自主的に付けて良いと云つた様なことでございますが先ず大山とか、或は大瀧名地区とか云つた様な地域においては、はたしてそう云うトラブルも将来はおこりえないだろうと云うことは考えられます。しかしながら普天間をこらんならばと、従来行政區が相當な數に細分化されてしまつたと云つた場合に各々が独自の名前を付けてしまつた場合、例えば現在のいわゆる行政区の4区当りがこれが仮りにあけばのとか、或は小やなぎとか云つた様な名称が出来る場合です。非常に困りはしないかと、そう云つた点から考えた場合、将来のいわゆる町名地番と云うものが相違ひを造らせて、当用がある程度案を持つてと云いますと、例えば現在普天間區と云うのがあり、又普天間2區と稱々名称が普天間と云うものが入つておるが故にです。

行われると、どうしてもそこに町名地番の改正と云うものが起り得る訳であります。これはあくまでも土地の整理でありますので、土地に關し、それから施設に關してその名前前の打ち方が変えられ、地番、若しくは町名こう云うのが、変る訳であります。それで今度の行政区とのつなぎであります、行政区の区切りと云うものと町名地番との關係は非常に難しい問題であります。と云いますのはこれが区画整理事業は大体10万坪を単位にして、約5、6ケ年はかかる、それが更にそう云う事業が地区ごとにならば事業の年限も相当長びく訳であります。それでそれと今の行政区の再編と云うのを、かみ合わせ訳でありますので、そこには時期的に差位は出て来る訳であります。現在の行政区が非常に行政上非常にやりにくいと云う点からして早急に実施すると云うのと、それから区画整理の町名地番改正と云うものとでかみ合わせ訳でありますので、そこにはずれも来ると云うことは考えられます。所が先ず思ふのはある程度は、しかしそう云う区画整理を理をされた場合のことも考慮すると云う点は必要にやなかつたかと思えますがと云いますのは、大体今の都市計画のあり方からしますと、1万人を単位として、近隣重複制を採用してあります。近隣重複制と申しますのは、その1万人の人間が1ツの社会として、例えばその1万人が住んでおる地域を1単位として、そこには公園があり、病院があり、学校があり、そこでは地域社会の活動がうまく行ける様な形で単位を取っております。それが今の近隣重複制であります、所がもう1ツ云えることは今の行政区のあり方、どうしても早く編成しねやいかんところ云う立場にありますので、一、一今の区画整理とマッチさせると云うことは、時期的にも更にどうかと思えます。その点からすると、今の行政区を区画してある分は、どうしてもこれは、行政上やらなければいかなところ云う立場からありますので、その調整と云うことは、更に考えて行くつもりであります。以上であります

議長～10番議員の出席を報告します。

19番～私のいわんとする所は、こうでございます。

いわゆる今度の要綱にうたわれております所のいわゆるその区名と云うものは、そこで自主的に付けて良いと云つた様なことでございますが先ず大山とか、或は大瀬名地区とか云つた様な地域においては、はたしてそう云うトラブルも将来はおこりえないだろうと云うことは考えられます。しかしながら普天間をさらになますと、従来の行政区が相当な数に細分化されてしまつた場合、各々が独自の名前を付けてしまつた場合、例えば現在のいわゆる行政区の4区当りがこれが仮りにあけばのとか、或は小やなぎとか云つた様な名称が出た場合です、非常に困りはしないかと、そう云つた点から考えた場合将来のいわゆる町名地番と云うものが相当関連させて、当局がある程度案を持つてと云いますと、例えば現在普天間区と云うのがあり、又普天間2区と各々名称が普天間と云うものが入つておるが故にです

ね、将来においても宜野碇市の普天間町何番地と云つた様な名称にた
 やすく行くと思つて、それが、只放任して、その地域にまかして
 しまつて、異なつた名称を付けさせたい場合に、将来をきくのが
 かと云つたことと云つた点を、そこを、いかに、いかに、いかに
 そう云つた将来の観念を持つて、ここは普天間町何番地と云ふ
 い様な名前を付ける前に、将来に、いかに、いかに、いかに
 こうとうふうな名前が、次に1区とか3区とか4区とかと云ふ
 天開の区も、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに
 天開の区も、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに
 なれば、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに
 困難を、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに
 な質問を出した訳でございます。以上です。

議長～暫く休憩致します。(午後12時12分)

議長～再開致します。(午後12時31分)

4番～私の質問事項の中にもありますので、只今の行政区画の再編につい
 て、まだ若干お聞きしたい点がありますので、はつきりさせて戴きたいと
 思います。始めに現在取られておる委託制度の問題であります。そ
 れが、水久的な制度として今後やられるのであるかどうか、はつきりし
 てもらいたいと思つて、次に若し議会の方で打る出して、おりました
 所の担当員制度に移行した時には、新しい行政区はそのまま担当員の区
 域になるかどうか、その点について御説明願います。

市長～はつきり申し上げます。前の予算議会でも申し上げました様に、これ
 は現在の委託制度は水久的であります。途中で変ると云う考えは持
 つておりません。どうしても今の委託じやいかない、或所の職員の担
 当区制度に持つて行かねばならん、と云うことが出た場合には、その時
 に変えるのであつて、今の所、委託制度で進めて行くつもりでありま
 す。水久的と云うのが、水久に変わらんとは云えないので、現在の所こ
 れで行きたいと思つております。もう1つ、若し担当区制度にな
 つた場合には、今の行政区はそのままとおつしやいますが、それは
 あの時にも申し上げた様に担当区制度と云つても色々方法がある訳で
 あります。そこに1人1人を置いて、ずつとその区をすべての行政区
 事務をその人がやる様な形にするのか、或は又微細においては、ここ
 から、ここまでは、誰、産業指導において、又どこから、どこまで
 は誰、といわゆる事務面によつて担当を、こう変えることも出来ますの
 で今の所今の行政区は委託制度における場合の担当行政の範囲区域と
 ころ云うふうに構うのであつて、もしやそれが職員をそこに派遣する
 のか、或はおそらく派遣は難しいと思つて、と云うのは職員をそ
 こに派遣した場合に、近い所はとあらで商議してから行つても良
 んですが、遠方の所がそう云う所が困難でないかと思つて、先に
 申し上げた様に今の所、担当区制度になつてもその通りかと云うこと

ね、将来においても宜野湾市の普天間町何番地と云つた様な名称にたやすく行くと思うんです。それが、只放任して、その地域にまかしてしまつて、異なつた名称を付けさせた場合に将来大きな困難がこないかと云うことと云つた点でございます。それを、いわゆる当局がそう云つた将来の構想を持つて、ここは普天間地域だからとんでもない様な名前を付けるなど、将来こう云うふうになるから、例えばこう云うふうな名前が良いんじゃないかと云つた様な方向です。普天間2区もでございます。次に1区とか3区とか4区とかと云うふうになれば、いわゆるこう云つた町名地番の変更が正じても将来において困難を来たさないんじゃないかと云う見解から立つて、こう云うふうな質問を出した訳でございます。以上です。

議長～暫く休憩致します。(午後12時12分)

議長～再開致します。(午後12時31分)

- 4番～私の質問事項の中にもありますので、只今の行政区画の再編についてまだ若干お聞きしたい点がありますので、はつきりさせて置きたいと思ひます。始めに現在取られておる委託制度の問題であります。それが、久約な制度として今後やられるのであるかどうか、はつきりさせてもらいたいと思ひます。次に若し議会の方で打ち出しておりました所の担当員制度に移行した時には新しい行政区はそのままだ担当員の区域になるかどうか、その点について御説明願ひます。

市長～はつきり申し上げます。前の予算議会でも申し上げました様に、これは現在の委託制度は、久約であります。途中で変えると云う考えは持っておりません。どうしても今の委託じやいかない、彼所の職員を担当区制度に持つて行かねばならぬと云うことが出た場合には、その時に変えるのであつて、今の所、委託制度で進めて行くつもりであります。久約と云うのが、永久に變らぬとは云えないので、現在の所これで行きたいと云う思つております。もう1つ、若し担当区制度になつた場合には、今の行政区はそのままかとおつしやいますが、それはあの時にも申し上げた様に担当区制度と云つても色々方法がある訳であります。そこに1人1人を当てて、ずつとその区をすべの行政区事務をその人がやる様な形にするのか、或は又微觀においては、ここから、ここまでは、誰、産業指導においては、又ここから、ここまでは誰といわゆる事務面によつて担当を、こう変えることも出来ますので今の所今の行政区は委託制度における場合の担当行政の範囲区域と云うふうに使つて、もしやこれが職員をここに派遣するのか、或はおそらく派遣は難しいと思ひます。と云うのは職員をそこに派遣した場合には、近い所はこちらで出勤してから行つても良いんですが、遠方の所がそう云う所が困難でないかと思ひますので先に申し上げた様に今の所、担当区制度になつてもその通りかと云うこと

は、ちよつと問題だとお思います。

4 番～若し今度の再編によつて、事務委託者が推薦できない場合において、
当局としてどう云つた様な措置を取られるかどうか、それについて、

市長～これは懇談会の場合でも申し上げましたが、どこかで最悪になつて、
どうしてもこの委託契約をする相手が出てこないを、いわゆる2.0丁
部落を各々自治会を作つていただいて、その自治会長と、いずれは委
託契約をしよう云うふうな考えであります。自治会の方でどうし
てもその委託しなさいと云うことになつた場合には、結局委託者が居ない
もんですから執行部としては、さうもでも行へぬ形を何とかして
どうしても行政の執行はやらねやいけませんと行政の部面だけにつ
いては、伝達の場合には、マイクをつけて、その一着をマイクで知らせ
徴収の場合には、徴収所には、徴収と云うのは、滞納の場合には出て行きま
すが、納付の場合には徴収所を持つてこいところ云うようにしか決めら
れないのであります。その場合には、結局徴収所の行政事務だけにしか
こちらとしては仕事は進められない。その部落の自治会に關する様な
ことは、どうしても出来ない云うふうなかつたことになつておるとそ
う思うのであります。

4 番～その場合は、当局が直接その行政を担当すると云うことになる訳です
な、行政の分野においては、そして滞納においても直接滞納させる様
な方向に仕向けて行くし、そうでなければ徴収もどしどし入つて行つ
て、徴収もして行く云う様な方向を取られる訳ですね。
次の3番目であります。整理統合されることによつて現在、形をかえ
た負担、例えば学費、その他、維持運営費の問題であります。なる
程統合された地域においては、大分軽減されると思ひますが、しかし
この分画される地域においては、確かに負担が多くなると云う様なこ
とがばつきりしております。そこにおいて行政措置を講じた、その責
任において、その問題を解決していかれるかどうか、例えば、負担が
重くなつた場合に早くおつしやつておりますが、若し家賃とか、そう
云つた様なものが従来なかつたものが、新しく、又その地域民におい
かぶされると云うことになると、それだけ負担が重くなると云うこと
になります。そう云つた面は市の方で、ある程度負担していただく
かどうか、それについてお答え願ひます。

市長～最近の場合にその行政のために負担が重くなると考へる様であります
が、市の行政のための負担は、私は、どなたかいつか云つた様に今上
人区長をおいでする所に、いわゆる区長とは云ねんで行政事務担当者
をおいで、その地域に2人おくと云うことになると云うと行政に關する
費用は2倍かかると云うことになつて、その外に行政以外に自治活
動については、その自治会を組織して、又費用がかかるので、これ
は多くなると、どう考へられる訳であります。だから行政のためには

は、ちよつと問題だところ思います。

- 4 番～若し今度の再編によつて、事務委託者が推薦できない場合において、当局としてどう云つた様な措置を取られるかどうか、それについて、

市長～これは懇談会の場合でも申し上げましたが、どこかで最悪になつて、どうしてもこの委託契約をする相手が出てこない、いわゆる20ヶ部落を各々自治会を作つていただいて、その自治会長と、いずれは委託契約をしよう云うふうな考えであります。自治会の方でどうしてもその委託しないと云うことになつた場合には結局委託者が居ないもんですから執行部としては、せうせうでも行政の部面だけによつても行政の執行はやらねやいけませんと行政の部面だけについては、伝達の場合には、マイクをつけて、その一掃をマイクで知らせますが、徴収の場合には彼所に、徴収と云うのは、滞納の場合には出て行きませんが、納付の場合には彼所に持つてこいところ云うようにしか決められないのであります。その場合には、結局彼所の行政事務だけにしかこちらとしては仕事は進められない。その部落の自治会に関する様なことは、どうしても出来ない云うふうなかつころになつておるとそう思うのであります。

- 4 番～その場合は、当局が直接その行政を担当すると云うことになる訳です。行政の分野においては、そして納税においても直接納税させる様な方向に仕向けて行くし、そうでなければ徴税もどしどし入つて行つて、徴税もして行く云う様な方向を取られる訳です。次の3番目です。整理統合されることによつて現在、形をかえた負担、例えば学費、その他、維持運営費の問題であります。なる程統合された地域においては、大分軽減されると思つていますが、しかしこの分画される地域においては、確かに負担が多くなると云う様なことがはつきりしております。そこにおいて行政措置を講じた、その責任において、その問題を解決していかれるかどうか、例えば、負担が重くなつた場合に良くおつしやつておりますが、若し家賃とか、そう云つた様なものが従来なかつたものが、新しく、又その地域民においかぶされると云うことになると、それだけ負担が重くなると云うことになりませんが、そう云つた面は市の方で、ある程度負担していただくかどうか、それについてお答え願います。

市長～最近の場合にその行政のために負担が重くなると考える様であります。市の行政のための負担は、私は、どなたかいつか云つた様に今1人区長をおいておる所に、いわゆる区長とは云わんで行政事務担当者をおいて、その地域に2人おくと云うことになると云うと行政に関する費用は2倍かけた云うことになります。その外に行政以外に自治活動については、その自治会を組織しての、又費用がかかるので、これは多くなると、こう考えられる訳であります。だから行政のためには

負担は市からは余計な付加の方であります。自治活動のためには、或は
 今までは1つの自治会でやるのも或はその場所も幾つもの1つで良かつ
 が、今度は2つになると云うこと云うことにならざるので、どつちか
 と云うと部落発展のためへの、その何が大々く重なるので、その事務委
 託をしてその事務所については2ヶ所になつた所は、2倍も入つたと
 云う形になる。それをスムーズに進めるために、どちらもうまく行く
 様にしてもらいたいんですが、自治活動について、負担の重い小さい
 は、これはそこの部落の能力によつてやつていた、だくばまであつて、
 もしやそれ以外の行政についてもこれが増えなければならんと云
 う様な、いわゆる行政を執行するためにどうしてもこれはしなけれ
 ばならない様な事業、或は施設等については、それはその計画に
 対して、こちらで検討して補助もしたいところ思つておる訳であり
 ます。よろしゅうございますか、例えば家賃のことも云うことであり
 ますが、今の所何にもないですから、そう云う場合には、おい、直ぐ
 市民の家を借りて何しなさいと云うことは困難でありますので、
 応急措置としての何は、今の所どう云うふうにしよと云うので、後
 予算の場合に検討しようと思つていただこうと思つておりますので
 全然ない様な所には、そこも考慮しております。

4 番～じや部落自治における負担は別として、行政におけるある程度の
 市民負担がより重くなつた場合の措置は当然請じられると云う様な見解
 によるしゅうございますか、それから最後の点であります、6区9
 区の暫定措置であります、今からある程度の見直しをつけて、その
 地域住民において水一応はそれなりに、その心構えを持たしておか
 なくちや、やれその地域が自治活動において、お互い補償を持ち合
 うと云つた場合にす々再編する場合に、又問題が惹起するおそれが多
 分ございますので、幸ひでありますので、その暫定措置である以上は、
 いつかは当然その措置を請じなくちやいけません、その時期と方法
 についてどう云う考えで、どの様にお進めになるか、それについてお
 答へ願います。

市長～最初には暫定と云う言葉を解するに非常に何しますが、今の所、その
 町の発展によつて、どうしても編成替えしなければならんと云う時
 が来た時に編成替えする時期と云うことになりませんが、それは、それ
 やいつかと云うことは今の所云えないのであります。

4 番～我々審査の過程においては、あくまでもその目的においては、暫定
 的な措置だと、いずれ何うは再編すると云う前提のもとに、そのまま
 してあるんだと云う様な御説明でありましたが、これについて別に暫定
 措置でないと云うことにある程度變つてある様であります、はたし
 てそうであるかどうか、そこにはさういふ、その外に行政執行に
 関係する、その目的も考慮して、又暫定であるので、これ

市長～いわゆるですね、どうしてもこれでは、行政を執行するに、そのまま

負担は市からは余計かけた方であります。自治活動のためには、或は今までは1ツの自治会でやるのも或はその場所も建物も1ツで良かつが、今度は2ツになると云うこと云うことになりますので、どつちかと云うと部落発展のためへの、その何が大きく重なるのでその事務委託をしてその事務所については2ヶ所になつた所は、2倍も入つたと云う形になる。それをスムーズに進めるために、どちらもうまく行く様にしてもらいたいんですが、自治活動について、負担の重い小さいは、これはそこの部落の能力によつてやつていただくべきであつて、もしやそれ以外の市の行政についてもこれが増えなければならんと云う様な、いわゆる行政を執行するためにどうしてもこれはしなければならぬ様な事業、或は施設等については、それはそこの計画に対して、こちらで検討して補助もしたいところ思つておる訳であります。よろしゅうございますか、例えば家賃のさくと云うことであります。が、今の所何にもないですから、そう云う場合には、おい、直ぐ能民に家を借りて何しなさいと云うことは困難でありますので、応急措置としての何は、今の所こう云うふうしようとするので、後で予算の場合に検討しようと思つていただこうと思ひますので全然ない様な所には、そこも考慮しております。

4 番～じや部落自治における負担は別として、行政におけるある程度の住民負担がより重くなつた場合の措置は当然構じられると云う様な見解でよろしゅうございますか、それから最後の点であります。6区9区の暫定措置であります。今からある程度の見通しをつけて、その地域住民においても一応はそれなりに、その心構えを持たしておかなくちや、やれその地域が自治活動において、お互い財産を持ち合うと云つた場合にすぐ再編する場合に、又問題が起すおそれが多分ございまして、幸いでありますので、その暫定措置である以上は、いつかは当然その措置を構じなくちやいけません。その時期と方法についてどう云う考えて、どの様にお進めになるか、それについてお答え願ひます。

市長～最初には暫定と云う言葉を解するに非常に何しますが、今の所、その町の発展によつて、どうしても編成替えしなければならんと云う時が来た時に編成替えする時期と云うことになりませんが、それは、それじやいつかと云うことは今の所云えないのであります。

4 番～我々審査の過程においては、あくまでもその日時においては、暫定的な措置だと、いずれ向うは再編すると云う前提のもとに、そのまましてあるんだと云う様な御説明でありましたが、これについて別に暫定措置でないことにある程度變つてある様であります。はたしてそうであるかどうか、

市長～いわゆるですね、どうしてもこれでは、行政を執行するに、そのまま

では行かないと云う時に編成替えをすると、そでまで暫定と云うならば何んですが現在の所、あとしばらく、すぐ替ると云う暫定ではありません。

4 番～と申しますと、そのままでずつとやつて、別に支隊がなければ、ずつとやつていこうという様なお考えですか？

5 番～行政区そのものに対する問題ではありませんが、只今の安次富議員に對する市長の説明の中に委託制度に関する見解がありましたから、質問致します。只今の安次富議員に対する説明は、現在の委託制度は暫定的ではなくて、いわゆる未編行政のあり方ですが、恒久的な制度であると云うふうに私は聞きましたが、そう云うふうに云われたのですか？

市長～それで不都合で困ると云うことにならない限り、それまでは恒久的であります。いわゆる現在の所、これで不都合と云う所はまだ考えておりません。

5 番～そうしますと、区長制度が廃止になつて未編行政の有り方について、議会で諮問があつた場合、議会としては一応現在採用されている委託制度の方へと云う答申を致したましたが、しかしそれには市長との間に特約協定があるはずであります。本会計年度においてももう一度現在の委託制度が今後きそのまま続行していくべきかどうか、或は他の制度があるが良いかをもう一度正式に議会に未編行政のあり方の制度について、諮問をすると云うような、いわゆる公約がありますが、今の説明、今の見解によりますと、その公約は反古になされたことになりませんが、

市長～検討して、諮問すると云うことになつておりますが、まだ1年も立ちませんので、今の所これを替ると云う考えは持つておりません。それ故皆さんにも検討して戴きます。

5 番～検討して必要があれば、諮問すると云うようなお考えであると云うふうな説明であります。私としては、検討をしてと云う条件はついていなかった様に認識しております。無条件に本会計年度において、もう一度現在の制度が妥当であるか、どうか、今後続行していつて良いかをもう一度、その制度の有り方について、議会に諮問すると云うようなことは特別委員会において市長の出席を要請して、その場で市長がはつきり回答された事案であります。必要があれば議事録を照合しても良いと思ひます。

市長～一ツ議事録を、

では行かないと云う時に編成替えをすると、そでまで暫定と云うならば何んですが現在の所、あとしばらくで、すぐ替えると云う暫定ではありません。

4 番～と申しますと、そのままですつとやつて、別に支障がなければ、すつとやつていこうという様なお考えですか。

5 番～行政区そのものに対する問題ではありませんが、只今の安次富議員に対する市長の説明の中に委託制度に関する見解がありましたから、質問致します。只今の安次富議員に対する説明は、現在の委託制度は暫定的ではなくて、いわゆる末端行政のあり方ですが、恒久的な制度であると云うふうに私は聞きましたが、そう云うふうに云われたですか

市長～これで不都合で困ると云うことにならない限り、それまでは恒久的であります。いわゆる現在の所はこれで不都合と云う所はまだ考えておりません。

5 番～そうしますと、区長制度が止になつて末端行政の有り方について、議会に諮問があつた場合、議会としては一応現在採用されている委託制度の方にと云う答申を致しましたが、しかしそれには市長との間に紳士協約があるはずであります。本会計年度においてももう一度現在の委託制度が今後もそのまま続行していくべきかどうか、或は他の制度があるが良いかをもう一度生式に議会に末端行政のあり方の制度について、諮問をすると云うふうな、いわゆる公約がありますが、今の説明、今の見解によりますと、その公約は反古になされたことになりませんが、

市長～検討して、諮問すると云うことになつておりますが、まだ1年も立ちませんので、今の所これを替えると云う考えは持つておりません。それは皆さんにも検討して載きます。

5 番～検討して必要があれば、諮問をすると云うふうなお考えであると云うふうな説明でありますが、私としては、検討をしてと云う条件はついていなかつた様に罷りしてあります。
無条件に本会計年度において、もう一度現在の制度が妥当であるか、どうか、今後続行していつて良いかをもう一度、その制度の有り方について、議会に諮問すると云うふうなことは特別委員会において市長の出席を要請して、その場で市長がはつきり明言された事実であります、必要があれば議事録を照合しても良いと思います。

市長～一ツ議事録を。

5 番～それに対する答弁は後でも結構だと思います。

議長～暫く休憩致します(午後12時50分)

議長～再開致します。(午後1時5分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します。

尚明日は午前10時より再開致します。

散会 (午後1時6分)